

議案第51号

朝来市印鑑条例の一部を改正する条例制定について
朝来市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年9月2日提出

朝来市長 多 次 勝 昭

提案理由要旨

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第152号）の公布に伴い、印鑑登録証明事務処理要領（昭和49年自治振第10号自治省行政局振興課長通知）の一部が改正され、旧氏による印鑑登録が可能となり、令和元年11月5日から施行されることに伴い、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市印鑑条例の一部を改正する条例

朝来市印鑑条例（平成17年朝来市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「本市の」を「市が備える」に改める。

第5条第1項第1号中「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第4号中「一辺」を「1辺」に改め、同条第2項中「記録」を「記載が」に改める。

第12条第1項第3号中「、氏」の次に「(氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）」を加える。

第13条第1項中「磁気テープ」を「磁気ディスク」に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

議案第51号資料

朝来市印鑑条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(登録資格)</p> <p>第2条 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づき、<u>本市の住民基本台帳に記録されている者は</u>、1人1個に限り、印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>(登録印鑑の規制)</p> <p>第5条 市長は、登録申請された印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録申請を受理できない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称(<u>住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。</u>)又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2) 職業、資格その他氏名又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 印影の大きさが<u>一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は一辺の長さ25ミリメートルの正方形に収まらないもの</u></p> <p>(5)、(6) (略)</p> <p>2 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に<u>記録</u>されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>(印鑑登録の抹消)</p> <p>第12条 市長は、登録者について次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。</p>	<p>(登録資格)</p> <p>第2条 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づき、<u>市が備える住民基本台帳に記録されている者は</u>、1人1個に限り、印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>(登録印鑑の規制)</p> <p>第5条 市長は、登録申請された印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録申請を受理できない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、<u>旧氏</u>(<u>住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。</u>)若しくは通称(<u>令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。</u>)又は氏名、<u>旧氏</u>若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2) 職業、資格その他氏名、<u>旧氏</u>又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 印影の大きさが<u>1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は1辺の長さ25ミリメートルの正方形に収まらないもの</u></p> <p>(5)、(6) (略)</p> <p>2 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に<u>記載</u>がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>(印鑑登録の抹消)</p> <p>第12条 市長は、登録者について次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。</p>

<p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 氏名、氏又は名(外国人住民にあっては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。)の変更により、登録を受けている印鑑が第5条第1号に該当することとなったとき。</p> <p>(4)、(5) (略)</p> <p>2 (略) (印鑑登録証明書)</p> <p>第13条 印鑑登録証明書は登録者に係る印鑑票に登録されている印影の写し(印鑑票に登録されている印影を光学画像読取装置(これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる機器を含む。)により読み取って<u>磁気テープ</u>に記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。次項において同じ。)であることを市長が証明するものとし、印影のほか、規則に定める事項を記載するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 氏名、氏(氏に変更があった者にあっては、<u>住民票に記載がされている旧氏を含む。</u>)又は名(外国人住民にあっては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。)の変更により、登録を受けている印鑑が第5条第1号に該当することとなったとき。</p> <p>(4)、(5) (略)</p> <p>2 (略) (印鑑登録証明書)</p> <p>第13条 印鑑登録証明書は登録者に係る印鑑票に登録されている印影の写し(印鑑票に登録されている印影を光学画像読取装置(これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる機器を含む。)により読み取って<u>磁気ディスク</u>に記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。次項において同じ。)であることを市長が証明するものとし、印影のほか、規則に定める事項を記載するものとする。</p> <p>2 (略)</p>
---	--